

内閣参質一八五第二四号

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員田村智子君外一名提出地方・国家公務員の非正規職員の社会保険適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田村智子君外一名提出地方・国家公務員の非正規職員の社会保険適用に関する質問に対する答弁書

一の1について

健康保険の適用事業所と常用的使用関係にある者の被保険者資格の取扱いは、お尋ねの「地方公務員、国家公務員の非正規職員」であるか否かによって異なることはない。

一の2及び3について

健康保険及び厚生年金保険の被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者とされており、その判断に当たっては、就労の実態に照らして個別具体的に判断する必要があるため、御指摘の事例について一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「解釈」については、厚生労働省において解釈を示し、必要な周知を図るなど、適切に対応してまいりたい。

三について

日本年金機構においては、国又は地方公共団体の健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に対して、事業所調査を実施しているものと承知している。

四について

厚生労働省としては、国又は地方公共団体の健康保険及び厚生年金保険の適用事業所を含めた全ての適用事業所に対する調査が適正に実施されるよう、引き続き日本年金機構に対して指導してまいりたい。